

PAY.JP Platform (Marketplace) 加盟店利用規約

本 PAY.JP Platform (Marketplace) 加盟店利用規約（以下「本規約」といいます。）は、プラットフォーマー（以下「プラットフォーマー」といいます。）が提供するプラットフォーム（以下「PF」といいます。）の加盟店（以下「PF 加盟店」といいます。）の決済機能を PAY 株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するにあたり、PF 加盟店と当社の間で必要な事項を定めることを目的とします。

第 1 条 総則

1. PAY.JP Platform（以下「本サービス」といいます。）とは、PF 加盟店が、PF を介して PF 加盟店の顧客に対し商品の販売又は役務の提供（以下「商品の販売」といいます。）を行うにあたっての代金の決済を、当社が提供する商品代金債権に関する決済手段の提供を主たる内容とするクレジットカード決済サービス「PAY.JP」（以下「PAY.JP」といいます。）を通じて行うにあたり、当社が集金した金額から、プラットフォーマーに対しては PF のサービス手数料（商品の販売代金に一定割合を乗じて金額が決定されるものに限ります。以下「PF サービス手数料」といいます。）を支払い、また、PF 加盟店に対しては決済金額から PF サービス手数料と PAY.JP 加盟店利用規約第 6 条に基づく利用料金を控除した金額を支払うサービスをいいます。
2. PF 加盟店は、PAY.JP 加盟店利用規約及び本規約に同意したうえで本サービスを利用しなければならない、PF 加盟店による本サービスの利用により、PAY.JP 加盟店利用規約及び本規約に同意したものとみなされます。
3. 当社が当社のウェブサイト上で随時掲載する本サービスに関するルール、諸規定等は本規約の一部を構成するものとします。

第 2 条 テナントの管理

1. 当社は、PF 加盟店に対し、本サービスにおける管理画面のログイン情報（以下「テナント」といいます。）を発行することができるものとします。

2. PF 加盟店は、PF 加盟店のテナントの管理及び保管をプラットフォームに委託することとし、PF 加盟店はダッシュボードにログインすることはできないものとします。
3. PF 加盟店は、プラットフォームが、PF 加盟店アカウントのダッシュボードにおいて入金、売上、返品等取引に関するデータ等を管理することに同意します。
4. テナントの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は PF 加盟店及びプラットフォームが負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

第3条 支払い

1. PF 加盟店は、PF 加盟店と購入者間の商品の販売に関する契約に基づき商品代金債権が成立した時点で直ちに、当該商品代金債権を当社に譲渡するものとし（以下、この譲渡に係る契約を「債権譲渡契約」といい、当該契約に基づき当社が加盟店に支払う代金を「本件代金」といいます。）、また、当社が提携事業者に対して当該商品代金債権を譲渡すること及び当該商品代金債権にかかる金銭を代理受領する権限を当社に付与することに同意するものとし、提携事業者から当該商品代金債権にかかる金銭を受領する都度当然に、PF サービス手数料を、プラットフォームから PF サービス手数料を受領することの委託を受けた当社に対し支払うものとし、当社は、プラットフォームに代わり受領した PF サービス手数料をプラットフォームに対し支払うことができるものとします。
2. 当社は、PF 加盟店に対し、本件代金から、PF サービス手数料及び PAY.JP 加盟店利用規約第 6 条に基づく利用料金を控除した金額（以下「PF 加盟店支払金額」といいます。）を、PAY.JP 加盟店利用規約に基づき支払うことができるものとします。当社が指定口座に PF 加盟店支払金額を支払った時点で、当社の PF 加盟店に対する債務は消滅し、指定口座が誤っていた場合も同様とします。なお、当社は、PF 加盟店支払金額の総額

が PF 加盟店の設定した最低入金額（以下「最低入金額」といいます。）未満の場合、又は当社の責に帰すべき事由なく支払いができなかった場合、PF 加盟店への支払いを次回の支払日へ繰り延べることができるものとし、以降も同様とします。なお、本規約の「PF 加盟店」は、PAY.JP 加盟店利用規約内の「加盟店」に読み替えるものとします。

3. 当社は、前項の PF 加盟店に対する支払いに代えて、プラットフォームに対して PF 加盟店支払金額を支払うことができるものとし、当社がプラットフォームの指定する口座に振り込んだ時点で当社の PF 加盟店に対する支払債務は消滅するものとします。
4. PF 加盟店は、PF 加盟店と購入者間の商品の販売に関する契約が解除、取消し、無効等の理由により効力を失った場合（当社の提携事業者が定めるチャージバック事由に該当する場合を含みます。）その他当社が PF 加盟店に対して合理的な理由を示した場合、債権譲渡契約は直ちにかつ遡及的に効力を失うものとし、直ちに当該販売契約に関連して当社が PF 加盟店に対して支払った金額を当社に返金し、かつ当該販売に関連する PAY.JP 加盟店利用規約第 6 条に基づく利用料金を支払わなければなりません。この場合、当社は、当社の裁量で、当該返金等の額を PF 加盟店に対して支払われるべき金額から控除することができるものとします。
5. 当社は、当社の責めに帰すべき事由なく振込みが正常に完了しなかった時から 1 年の間に PF 加盟店による振込口座の修正がない場合、PF 加盟店が、当該支払いに係る支払請求権を放棄したとみなすことができるものとし、PF 加盟店の当該支払いを請求することができる権利は消滅するものとします。
6. 本条第 2 項に定める、PF 加盟店支払金額の総額が最低入金額未満であったことを理由として繰り延べが開始されてから 1 年間が経過した場合、当社は PF 加盟店の指定口座に対し強制的に振込を行うものとし、なお、本項に基づき当社が PF 加盟店の指定口座に対する振込手続を行ったにもかかわらず、当社の責めに帰すべき事由なく振込が正常に完

了しない場合又は本項に基づく振込の時点において、PF 加盟店支払金額の総額が 1,000 円に満たない場合、当社は、PF 加盟店が、当該支払いに係る支払請求権を放棄したとみなすことができるものとし、PF 加盟店の当該支払いを請求することができる権利は消滅するものとします。

7. PF 加盟店による本サービスの利用が終了した時点で、振込額の総額が 1,000 円以上かつ PF 加盟店からの支払い請求がない場合、当社は指定口座に振込む方法により支払います。なお、本項に基づき、当社が振込手続を行ったにもかかわらず、当社の責めに帰すべき事由なく振込みが正常に完了しない場合又は振込額の総額が 1,000 円に満たない場合、当社は、PF 加盟店が、当該支払いに係る支払請求権を放棄したとみなすことができるものとし、PF 加盟店の当該支払いを請求することができる権利は消滅するものとします。
8. 当社は、前二項の当社の責めに帰すべき事由なく振込みが正常に完了しない場合、当社は商品代金をプラットフォームに支払うことができるものとし、当社がプラットフォームの指定する口座に振り込んだ時点で、当社の PF 加盟店に対する支払債務は消滅するものとします。

第 4 条 PAY.JP 加盟店利用規約及び本利用規約の変更

1. 当社は、本サービスの内容を自由に変更できるものとします。
2. 当社は、PAY.JP 加盟店利用規約及び本規約を変更できるものとします。PAY.JP 加盟店利用規約及び本規約の変更について、当社がホームページ等で PAY.JP 加盟店利用規約及び本規約を変更する旨及び変更内容並びにその効力発生時期を公表し、又はこれらを PF 加盟店に通知した後、当該効力発生時期が到来したときに、PF 加盟店は当該変更内容を承認したものとみなされます。
3. 当社は、PAY.JP 加盟店利用規約及び本規約を変更した場合には、プラットフォームに対し、PF 加盟店に対して当該規約を変更した旨を通知するよう依頼することができるものとし、プラットフォームが当社から

当該依頼をされた場合、プラットフォーマーは、PF 加盟店に対し、当社から依頼された内容で当該規約を変更した旨を通知する義務を負います。プラットフォーマーが当該通知を怠ったことにより PF 加盟店と当社、プラットフォーマーその他の第三者と紛争が生じた場合、プラットフォーマーの費用と責任において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

第 5 条 PAY.JP 加盟店利用規約の準用

本規約に定めのない事項に関しては、PAY.JP 加盟店利用規約の定めを準用するものとします。

2024 年 10 月 1 日 最終改定